

これまでの研究会における論点整理の状況

論点	現行の公営企業会計の取扱い	＜平成１３年３月報告書＞ 『地方公営企業会計制度に関する報告書』（21世紀を展望した公営企業の戦略に関する研究会）	＜平成１７年３月報告書＞ 『地方公営企業会計制度研究会＜報告書＞』（地方公営企業会計制度研究会）
借入資本金	制度あり（令15条1項、25条1項/3項） ※ 建設又は改良等の目的のため発行した企業債、同様の目的で他会計から借り入れた長期借入金に相当する金額を自己資本金と同様に資本金として整理。	従来の決算書との継続性の確保等に十分留意しつつ、企業会計制度と同様に、「借入資本金」を「負債」に位置づける必要があると考える。	①借入資本金の負債への計上を義務づける。 ②負債計上した借入資本金に相当するもの（建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金）については、他の借入金と区別して計上することが適当である。 なお、借入資本金に係る元利償還金のうち後年度一般会計が負担すべき項目又はその額に係る貸借対照表における「注記」について、引き続き、検討することが適当である。
資本制度のあり方（資本剰余金等）	＜減債積立金及び利益積立金＞ 制度あり 毎事業年度利益を生じた場合においては、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、その残額の20分の1以上の金額を①減債積立金、又は②利益積立金に積みたてなければならない。 また、減債積立金は企業債の償還に充てる場合のほか使用できず、利益積立金は欠損金をうめる場合のほか、使用することができない。 ＜組入資本金＞ 制度あり 次のア～ウの額を、自己資本金に組入なければならない（令25条）。 ア 減債積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合に、その使用した減債積立金に相当する額、 イ 任意の積立金である建設改良目的積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合に、その使用した建設改良目的積立金に相当する額、 ウ 任意の積立金を使用して他会計からの長期借入金を償還した場合に、その使用した積立金に相当する額	—	資本制度については、引き続き、そのあり方について検討する。なお、その際、以下の考え方について検討する必要がある。 ＜考え方＞ ①各地方公営企業において、「経営方針」を策定し、決定する。 ②想定される「経営方針」を下に、「経営モデル」を提示する。 ※ 経営方針の選択を可能とするための経営モデルの制度設計・所要の見直しを行う。 ③「経営方針」に沿った企業経営がされているかを明らかにする観点から、経営責任を明確にし、その評価を行う。 ※ 経営モデルに応じ、資本造成について整理。 [積立金] （資本造成型…更新財源等を自前で確保）義務付け （資本維持型…一般会計からの支援を前提に運営）任意 [組入資本金] （資本造成型）組入資本金に計上 （資本維持型）資本剰余金に計上

(減資)	制度なし 減資の規定は設けられていない。	—	(資本造成型) 原則、減資は不可とする。 例外として、有償減資のうち現物資産の処分に係るものに限り、可能とする。 (資本維持型) 減資は、可能とする。 有償減資のほか、無償減資の場合も可能とする。 ※「有償減資」とは、出資者に出資相当の現物資産又は現金を納付（返還）することによる減資をいう。
補助金等の会計処理	規定なし	建設補助金等の性格が「資本助成の意味をもつ建設補助金等」又は「料金助成の意味を持つ建設補助金等」のいずれに該当するかを明らかにし、その趣旨に沿った会計上の取扱いとすることが必要である。 (1) 資本助成の意味をもつ建設補助金等の取扱い 将来の再投資時に所要の財源を確実に留保する必要があるため、当該補助金等相当額について「みなし償却」を行うことは適当でないと考えられる。 (2) 料金助成の意味を持つ建設補助金等の取扱い ア 建設時に一括して交付される建設補助金等 原則として資本剰余金と位置づけた上で「みなし償却制度」により対応することが適当である。 イ 債務負担行為等に基づき分割して交付される建設補助金等 資本剰余金として整理した上で原則として「みなし償却制度」により対応することが適当である。 ウ 企業債の償還元金に対する一般会計補助金等 当該補助金等の趣旨が料金部分に対する補助等であることが明確なものである場合には、損益勘定上の費用に対する補助金等として収益に計上することを検討すべきである。	—
減価償却に係るみなし償却	制度あり (圧縮記帳については規定なし) ※ みなし償却制度・・・地方公営企業の固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額という。）を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして、各事業年度の減価償却額を算出することができる制度（規則 8 条 4 項及び 9 条 3 項）。		①補助金等については、引き続き、みなし償却制度を選択することを可能とするか否かについて、検討する。 ②みなし償却制度を存続する場合、「行政サービス実施コスト計算書」等他の書類で、当該年度に発生した減価償却費を含む全てのコストとその財源構成（料金か補助金等か、又はその割合は如何ほどか）を明示することとするか否かについて、検討する。
行政サービス実施コスト計算書	制度なし ※ 行政サービス実施コスト・・・公営企業の業務に関して、住民等の負担に着せられるコスト（当期時点でコストが発生しているもので、将来的には料金による回収が予定されているが未だ受益者により負担されていないものを含む。）をいう。＜一般会計等からの補助、繰越欠損金等が該当＞	行政評価手法の検討と併せて、公営企業会計においても、独立行政法人会計における行政サービス実施コスト計算書や財投機関における政策コスト分析などを導入し、事業に係るコストを今以上に明らかにしていく工夫をすることが必要ではないか。 なお、行政サービス実施コスト計算書の作成にあたっての建設補助金等の取扱いについては、その作成目的等を踏まえ検討を行う必要がある。	①行政サービス実施コスト計算書は、各公営企業の判断により作成するものとする。 ②比較可能性の点から、同計算書を作成する場合の指針を示す。（特に、当該年度に発生した全てのコストとその財源構成（料金か補助金等か、又はその割合は如何ほどか）が明示される内容とする。） なお、みなし償却制度を存続しないとした場合には、損益計算書で必要な情報は、十分把握可能となるものである。

キャッシュ・フロー計算書	制度なし ※ 資金予算表及び資金計画書の作成を義務付けている。	企業会計及び独立行政法人会計において導入することとされたキャッシュ・フロー計算書は、現状の財務諸表では表されていない、資本的収支における補てん財源や運転資金である内部留保資金などのキャッシュ・フローの流れを把握することができるため、その作成の意義は大きく、地方公営企業においてもキャッシュ・フロー計算書を導入すべきと考える。	キャッシュ・フロー計算書は、各公営企業の判断により作成するものとするが、作成の動向を踏まえ、義務づけについて検討する。 ただし、小規模な企業等については、新たな事務の発生に係る負担に配慮し、義務づけないこととするか検討する。 なお、いずれの場合も、比較可能性の点から、同計算書を作成する場合の指針を示す。
退職給付引当金	義務づけなし ※ 定科目表の上では、負債性引当金として固定負債に退職給与引当金の計上が示されているが、義務づけの規定はない。(ア、イの回答例がある。) ア 退職給与引当金は、原則的には累積欠損金の有無及び単年度の損益に関係なく、毎年度一定基準により引き当てを行うべきである(質疑応答)。 イ 引当金の計上によって不良債務が発生又は増加することが予想される場合にあっては、引き当てを行わないのが適当である。(行政事例)	—	退職給付引当金を計上することが適当とするが、今後、さらに地方公共団体の実態を踏まえ、そのあり方について検討する。 なお、検討にあたっては、 ①激変緩和措置として、一定の経過措置を設けること(経過措置の期間については、今後の退職者の動向等を踏まえ設定)、 ②小規模企業等に配慮して、簡便法によることも可とすること。また、会計間での人事交流が頻繁である場合に、簡便な計上方法によることも可能とすることについて検討すること、 が妥当である。
繰延勘定の見直し	繰延償却可能(令26条) ※ 具体的には、災害損失、開発費、試験研究費、退職給与金(以上5年間繰り延べ可能)、企業債発行差金(当該企業債の償還期限内まで繰り延べ可能)、控除対象外消費税(20年間繰り延べ可能)である。	—	①企業会計原則、商法又は各事業法において、開発費、試験研究費等について繰延資産(勘定)への計上が認められていること等から、引き続き、現行の繰延勘定の計上項目は、残すものとする。 ②ただし、「研究開発費等に係る会計基準」を踏まえ、開発費及び試験研究費については、繰延勘定への計上を原則として認めない取扱いとする。(※注) また、退職給与金に係る繰延勘定への計上については、廃止の方向で検討することが適当である。 ※注 例外となる例：ガス事業における熱量変更に要する経費等
時価評価	低価法義務づけなし ※ 販売を目的として所有する土地については、時価が帳簿価額より低い場合には、時価をもって帳簿価額とすることができる。	時価評価会計は、資産を現在価値で評価することにより事業活動の実態を適切に財務諸表に反映させることが可能になるため、企業会計の動向等を十分勘案しつつ、可能な限り導入に向けて検討を行うべきである。	—

減損会計	制度なし	—	—
リース取引	規定なし ※ 公営企業においては、「リース取引に係る会計基準」（H5.6.17 企業会計審議会）は適用されていない。	—	リース取引に係る会計基準を導入することについて、引き続き、検討する。
セグメント情報の開示	水系別、施設別に区分した経理の義務づけなし ※ 事業ごとに特別会計を設けて行うものとしているにとどまる。 ※ セグメント情報の開示が義務づけられていないが、水系別（水道事業）、施設別（病院事業）等に分けて経理すること（いわゆる区分経理）は、既に各地方公営企業の判断により行われていることが多い。	公営企業会計についても事業形態によっては、独立行政法人会計と同様にセグメント会計を設置し、情報公開すべきではないか。	セグメント情報の開示を行うことが適当とする。
法非適用企業への企業会計制度の導入	義務づけなし ※ 地方公共団体が経営する企業に、地方公営企業法の財務規定を適用することができる。（法 2 条 3 項）	地方公営企業法の適用については、資産評価の煩雑さが難点であることが従来から指摘されていることから、資産評価の簡素化の手法などについて十分な検討を行った上で、ガイドラインを各事業者に示すことが必要であるとともに、法の適用に当たっての十分な財政措置を講じるなど国が必要な支援を行っていく必要がある。また、場合により、経過措置を設けた上で、地方公営企業法の適用を義務づけることも検討すべきである。その際、対象事業や事業規模等の要件について、実情を踏まえ検討する必要がある。	—